

秘持



參拾五部ノ内第 20 號

最高戰爭指導會議

決定第 二十五 號

昭和二十年四月三十日

獨屈服ノ場合ニ於ケル措置要綱

一 方針

獨屈服ノ場合ニ於テハ國內的動搖ヲ抑制スル如ク指導措置スルト  
共ニ愈一億鐵石ノ團結ノ下必勝確信シ皇土ヲ護持シテ飽ク迄戰  
争ノ完遂ヲ期スルノ決意ヲ新ニスルモノトス

二 要領

第一 對外措置

(一) 對獨措置

(1) 防共協定三國條約及三國協定等日獨間一切ノ取極ニ付テハ  
適宜措置ス

(甲) 在東亞獨官民及其ノ權益ニ付テハ寛大ナル措置ヲ爲スコト  
トシ別途之ヲ定ム

(乙) 獨艦船ハ對米英戰ニ使用スル如ク措置シ右ニ應ゼザルモノ  
ハ抑留ス

(二) 對「ソ」措置

速ニ對「ソ」施策ノ促進ニ努ム

(三) 大東亞諸國ニ對スル措置

(イ) 有ラユル手段ヲ盡シ其ノ動搖ヲ防止シ對日戰協力ヲ確保ス

(ロ) 帝國ノ對獨措置並ニ對「ソ」施策ニ同調セシム

(四) 對敵宣傳謀略

米英「ソ」ノ離間ヲ激化シ米英ノ戰意ヲ喪失セシムル如ク巧

ニ宣傳謀略ヲ實施スルニ努ム

第二 國內措置

- (一) 一億特攻ノ戰ニ徹シ必勝施策ノ急速具現ヲ圖ル
- (二) 帝國ハ大東亞戰爭ノ戰爭目的ノ本義ニ基キ大東亞諸國ヲ統率シ飽ク迄戰爭ノ完遂ニ邁進スベキ旨聲明ス
- (三) 兵論指導ハ左ノ方針ニ依リ之ヲ行フ
  - (イ) 我ハ獨力ヲ以テ大詔ノ明示シ給フ所ニ基キ飽ク迄戰爭ヲ遂行スベキコト
  - (ロ) 獨屈服ニ依リ敵ノ反攻更ニ熾烈化スベキヲ以テ一層覺悟ヲ強クスルノ要アルヲ指導スルコト
  - (ハ) 獨ニ關シテハ獨官民最後迄ノ健闘ヲ續ヘテ朝野ノ奮起ニ資スルト共ニ獨ノ屈服ニ因ル三國條約不信行爲等更ニ諱ラサル如ク留意ス但シ「ソー」ヲ刺戟セザル如ク注意ス
  - (ニ) ソ戰ニ關スル報道上ノ指導ハ外交上ノ施策ト吻合セシムル

コト

(山) 治安維持

(イ) 反戦乃至和平の氣運擡頭ノ虞アルヲ以テ此際言論及策動ニ對スル取締ヲ強化スルト共ニ其他不穩策動ヲ防遏スルタメ機宜ノ措置ヲ講ズ

(ロ) 海外ヨリノ各種諜略策動ニ對スル警戒取締ヲ嚴ニス

(註)

獨用版ノ認定ハ米英「ソ」又ハ獨ヨリノ公式發表ニ依ルコトヲ豫定シ別ニ定ム